

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害にかかる
留学生住宅総合補償の特例措置について

(公財)日本国際教育支援協会は、令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害により、留学生住宅総合補償の継続手続きが困難となっている外国人留学生を救済し、協力校及び連帯保証人の負担を軽減するために、以下の特例措置を実施します。

1. 特例措置の内容

(1) 既加入者の継続手続きの猶予

災害救助法の適用日から2か月後の末日までの間に補償期間が満了する加入者については、継続手続きを災害救助法の適用日から2か月後の末日まで猶予できるものとし、猶予期間中に継続手続き（保険料入金）をすることで補償期間が継続していたものと見なします。

(2) 保証人補償基金の支払対象期間の拡大

災害救助法の適用日から2か月後の末日までの間に補償期間が満了する加入者については、補償期間を災害救助法の適用日から2か月後の末日まで延長することとし、この期間内に解約・明け渡しをした場合には、保証人補償基金の支払対象とします。

※現時点では、災害救助法が適用された全地域で令和7年4月末日までの猶予期間となります。

※これは、災害による特別措置であり、災害による事由に該当しない申請については、認めない場合があります。

2. 特例措置の適用地域等

本災害にかかる災害救助法の適用地域に在住するまたは在籍する学校がある外国人留学生とします。

(地域の詳細：https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

3. 手続き等

申込時、下記へご連絡ください。

4. 本件照会先

学生支援部 学生保険課 担当：五十嵐、中澤

〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29

TEL：03-5454-5275

FAX：03-5454-5232

電子メール：rhosho@jees.or.jp